

# 霧島国際音楽ホールパイプオルガン整備業務委託に係る 企画提案実施要領

この要領は、霧島国際音楽ホールパイプオルガン整備業務委託に係る受託者を選定する企画提案の提出に関して必要な事項を定めるものである。

## 1 目的

霧島国際音楽ホールにパイプオルガンを設置することにより、県民の音楽活動の拠点施設としての充実や同ホールの集客促進を図る。

## 2 委託業務の概要

- (1) 業務名 : 霧島国際音楽ホールパイプオルガン整備業務
- (2) 発注者 : 鹿児島県
- (3) 業務内容 : 別添「提案仕様書」による
- (4) 履行期限 : 令和7年5月31日
- (5) 委託額の上限 : 170,000千円以内（消費税及び地方消費税含む）

## 3 参加資格

- (1) 過去にパイプオルガンの整備を受注した実績があること
- (2) 次のいずれにも該当しないこと
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
  - イ 鹿児島県から指名停止措置を受けている者
  - ウ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する「暴力団排除措置の対象となる法人等」に該当する者

## 4 スケジュール

内容	日程・期限等
公募開始（ホームページ掲載）	令和4年4月27日（水）
事前説明会参加申込期限	令和4年5月13日（金）午後5時
事前説明会（WEB方式）	令和4年5月16日（月）午前10時
質問書提出期限	令和4年5月20日（金）午後5時
質問書に対する回答期限	令和4年5月25日（水）
参加表明書提出期限	令和4年5月27日（金）午後5時
提案書提出期限	令和4年6月30日（木）午後5時
選定委員会（プレゼンテーション）	令和4年7月20日（水）午前10時
審査結果通知	令和4年7月下旬
業務委託期間 ※	契約締結日～令和7年5月頃

※業務委託の具体的な期間については、契約時に「委託仕様書」で別途定める。

## 5 事前説明会

- (1) 日時 : 令和4年5月16日（月）午前10時
- (2) 方法 : WEB方式
- (3) 参加に当たっては、所定の様式（様式1）に必要事項を記入の上、令和4年5月13日（金）午後5時までに、「11連絡先」に電子メールにて提出すること。（電子メールの件名に「事前説明会参加申込」と記載のこと。）

## 6 質問と回答

- (1) 質問は所定の様式（様式2）に記載の上、令和4年5月20日（金）午後5時までに「11 連絡先」に電子メールにて提出すること。  
（電子メールの件名に「仕様書に対する質問書」と記載のこと。）
- (2) 質問書に対する回答は、令和4年5月25日（水）までに、事前説明会全参加者に電子メールにて回答するとともに、ホームページに掲載する。  
なお、当該回答文書により、仕様書の記載内容を加除修正したものとみなす。

## 7 参加表明

- (1) 期限：令和4年5月27日（金）午後5時まで
- (2) 方法：所定の用紙（様式3）に必要事項を記入の上、「11 連絡先」に電子メールにて提出すること。  
※提出後に辞退する場合は、参加辞退申請書（様式4）を提出すること。

## 8 企画案の提出等

- (1) 提出書類等
    - ア 提出書類
      - ①企画提案書（任意様式）・企画提案提出書（様式5）  
原則としてA4用紙たて使用、横書き、左綴じとする（着色可）。
      - ②参考見積書
        - (ア)パイプオルガンの整備に係る見積もり
        - (イ)代理店業務に係る見積もり
        - (ウ)メンテナンスに係る見積もり（整備事業に係る予算には含まない。）
    - ※ 正式な見積書については、最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。
    - ③鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に係る関係書類（誓約書）（様式6）
  - イ 提出期限  
令和4年6月30日（木）
  - ウ 提出方法  
上記①②については10部、③については1部「11 連絡先」に郵送することとする。
- (2) 提出に係る留意事項
  - ア 企画提案の作成等に関する費用は、提出者の負担とする。
  - イ 企画案の作成に当たっては、仕様書を熟読すること。
  - ウ 応募書類に虚偽の記載をした場合には、応募を無効とする。
  - エ 提出された応募書類は、返却しない。

## 9 企画提案書の審査等

- (1) 企画提案書の審査会
  - ア 提出された企画提案書を基に、7月20日（水）に開催予定の選定委員会においてプレゼンテーションを実施していただき、同委員会による評価・審議を踏まえ、特に内容等が優れたものを提案した事業者を契約予定事業者とする。
  - イ 審査会は、鹿児島県庁内で実施する。
  - ※ 時間、場所については別途通知する。
- (2) 審査基準
  - ア 評価項目・評価基準及び配点については、別添のとおりとし、最も得点の高かった提案者を契約予定事業者として選定する。
  - イ 審査会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには一切応じない。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、令和4年7月下旬に、全ての審査会参加者に書面で通知するとともに、ホームページに掲載する。審査内容及び選定結果に対する異議は、一切認めない。

【公表事項】

ア 契約予定事業者の名称

イ ア以外の参加者の名称及び総合点

※ ア以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

※ 参加者が2者の場合、選定されなかった参加者の得点は公表しない。

10 契約に関する事項

(1) 契約の相手方

選定された契約予定事業者と鹿児島県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で、協議が整った場合、委託契約を締結する。

(2) 次順位の繰上げ

契約予定事業者が、正当な理由なく契約しない場合、又は協議で合意に至らなかった場合、提出書類に虚偽の記載がされていた場合は、その選定を取り消すとともに、審議会において次順位以降となった提案者を繰り上げて協議の上、契約を行うものとする。

11 連絡先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県観光・文化スポーツ部文化振興課（担当：桑波田・國料）

電話：099-286-2506

FAX：099-286-5537

E-mail：tsurumaru-c@pref.kagoshima.lg.jp